

# 農林水産商工委員会資料

(商工労働部所管分)

## ■報告事項

①新型コロナウイルス感染症への対応について

・・・P 1～8

令和 2 年 5 月 19 日  
商 工 労 働 部



## 新型コロナウイルス感染症への対応について

### 1. 県内事業者への影響

#### (1) 宿泊業

- ・旅館ホテル組合による調査（5/11 現在、56/185 回答）

##### 【前年との比較】

	[宿泊人数]	[売上額]
令和2年2月	▲ 320 人	▲ 6,178 千円
3月	▲ 19,457 人	▲ 364,507 千円
4月	▲ 50,167 人	▲ 781,581 千円
5月	▲ 57,711 人	▲ 847,164 千円 ※見込み
(合計)	▲ 127,655 人	▲ 1,999,430 千円

- ・GW期間中（～5/10）、県内88の宿泊施設が休業対応  
（5/11 現在、126/185 回答）

#### (2) 飲食業・観光関連業等

- ・歓送迎会や会議等の自粛による、宴会や懇親会等の予約のキャンセルや、仲間内の飲み会などを控える状況が続いており、売上が大幅減少

※ セーフティーネット保証4号認定（3月23日～5月8日）

全体621件のうち210件（34%）が飲食店

- ・旅行客の減少により、宿泊業や土産物小売業、タクシー等の運送業、飲食業などの売上が減少
- ・イベントの中止・延期により、イベント運営受託業、会場等の施設管理業、広告制作業、花や弁当などの小売業、レンタル業など、売上が減少

#### (3) 製造業

- ・県内の自動車、農業機械、生産機械、建設機械等の部品製造企業で、取引先メーカーの工場稼働停止や大幅減産等に伴う受注減少により、売上が減少
- ・食品製造業では、ホテル、旅館、居酒屋向けの商品の発注が止まり、生産活動が縮小し売上が減少

### 2. 県のこれまでの対応等

#### (1) 経営支援

- ・ 中小企業特別相談窓口の設置（1月29日）
- ・ 県制度融資「令和2年新型コロナウイルス感染症対策資金」創設（3月9日）
- ・ 島根県銀行協会等へ中小企業者に対する支援を要請（3月9日）
- ・ 県コロナ対策資金について、融資期間延長（10年→12年）、据置期間延長（1年→3年）（4月1日）
- ・ 県内に本店のある金融機関等に対し、中小企業者の資金繰りへの配慮を要請（5月11日）

## （2）県内経済団体への要請・依頼

- ・ 県内企業が、国の創設した「保護者の休暇取得支援制度」を活用して、従業員の休暇取得に対応いただけるよう経済団体に要請（3月5日）
- ・ 男女雇用機会均等法に基づく指針の改正を受け、新型コロナウイルス感染症に関し、妊娠中の労働者が母体の健康保持に影響があると医師等の指導を受けた場合、作業の制限や出勤の制限等の措置を講じていただくよう経済団体に依頼（5月7日）

## （3）学生の採用支援

- ・ 就活イベントに参加予定だった企業情報をウェブで入手できる特設サイト「WEB版しまね企業ガイダンス」を公開（3月5日）
- ・ 従来の企業（3／5しまね企業ガイダンス参加予定企業260社）以外の企業の情報も掲載開始（4月10日）
- ・ 「WEB版しまね企業ガイダンス（5月版）」について、検索機能の充実、企業の採用情報画面からそのままエントリー（試験申し込み）画面に進めるよう改善
- ・ 3～5月に開催予定であった対面での合同企業説明会に代え、WEBでの企業説明会を実施（5月18日～24日、参加企業96社）

## （4）助成金制度活用に向けた制度説明会・個別相談会

- ・ 雇用調整助成金など雇用の維持等に関する助成金の活用を支援するため、制度説明会（16回）・個別相談会（53回）を県内各地域で開催（4月15日～）
- ・ 制度説明会に参加できない方に対応するため、雇用調整助成金等の解説動画を県公式YouTubeチャンネル「しまねっこCH」で配信開始（5月1日～）

## 3. 補正（専決）予算事業の概要

売上げが減少し経営が悪化している中小企業者等の資金繰りのため、融資制度を充実させ、個々の事業者の必要性に応じた支援を行うなど、当面の厳しい状況を乗り切るために必要な緊急性の高い施策を実施（総額 3,541,708 千円）

**(1) 新型コロナウイルス感染症対応資金（中小企業者等向け）（3,209,816千円）**

新型コロナウイルス感染症の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者等に対し、保証料不要、当初3年間無利子、既往債務の借換えにも対応した融資制度を創設

**【拡充内容】**

- ・保証料を全期間0%（不要）
- ・借入後3年間は無利子化（一部除く）
- ・県単独制度により融資限度額を1億1千万円、融資枠を800億円まで大幅に拡大し、既往債務の借換えにも対応

**(2) 商業・サービス業感染症対応支援事業（276,000千円）**

新型コロナウイルス感染症の防止対策や事業継続のための取組を行う中小企業者等を市町村とともに支援

**【補助対象経費】**

- ・新型コロナウイルス感染症対策に必要な経費（飛沫感染防止対策費、マスク購入経費など）
- ・売上確保に向けて新事業や新商品開発等に取り組むために必要な経費（飲食店等のテイクアウト・デリバリー等への対応経費など）

**【事業費】**

- ・1事業者あたり10万円（下限）～100万円（上限）
- ・約1,000事業者への支援を想定

**【予算化済の市町村（5月18日現在）】**

松江市、益田市、大田市、雲南市、江津市

**(3) 専門家による中小企業者等への事業継続支援（6,300千円）**

新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経営環境の中、事業継続に向けた専門的知見を有するアドバイザーの派遣やWEBを活用した指導・助言を実施

**【実施機関】** 県内各商工会議所、各商工会及び島根県商工会連合会

**【対象者】** 対前年同月比で売上げが5%以上減少している事業者

**(4) 県内企業のテレワーク導入促進事業（1,000千円）**

県内企業におけるテレワークの導入を促進するため、中小企業者等向けのWEBセミナーを開催

**【開催日（各日、1回又は2回開催）】**

5月：18日、20日、22日、25日、27日

6月：2日、5日、9日、12日、16日、24日

7月：1日、8日  
(計200社程度の参加を予定)

**(5) 在職者の職業訓練事業 (12,767千円)**

雇用調整助成金の加算対象となる教育訓練について、高等技術校(東部・西部)における在職者訓練を充実

**【実施内容】**

- ・製造業向けコース 溶接技術、旋盤加工、CAD基礎など
- ・サービス業向けコース 観光、おもてなし、インバウンド対応、販売等スキルアップ、WEBデザインなど

**【実施予定日】**

東部技術校 5月20日～6月24日

西部技術校 5月26日～6月26日

**【定員等】**

- ・各コース定員10名
- ・5月～7月に全90回 (全体で900人分の定員を確保)
- ・実技訓練以外は、可能な限りWEBを活用して在宅で実施

**【受講料】**

無料

**(6) 特定有人国境離島地域創業・事業拡大支援事業 (雇用機会拡充継続事業)**  
**(35,825千円)**

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用し、隠岐地域での雇用機会の拡充を行ってきた事業者が、雇用を継続するために必要な経費を助成

**【負担割合】**

国 1/2・県 1/8・町村 1/8・事業者 1/4

**【補助対象経費】**

- ・店舗等借入費、人件費、従業員の資格取得・講習受講経費等
- ・1事業者300万円を上限

## 島根県中小企業制度融資「経済変動等資金」の創設 (新型コロナウイルス感染症対応資金)

新型コロナウイルス感染症の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者等に対し、保証料不要、当初3年間無利子、既往債務の借換にも対応した融資制度を創設します。

### 1. 制度概要

資金名	新型コロナウイルス感染症対応資金	
	国制度	県単独制度
対象者	市町村より次のいずれかの認定を受けた中小企業者等  ・セーフティネット保証4号 ・セーフティネット保証5号 ・危機関連保証	国制度分の資金を満額利用し、以下の要件をすべて満たす中小企業者等 ・1か月の売上及びその後2か月間の売上見込が▲15%以上 ・市町村より以下の認定を受けたもの 【新規借入、既往債務（責任共有外）の借換】 ・セーフティネット保証4号 ・危機関連保証 【既往債務（責任共有）の借換】 ・セーフティネット保証5号
融資限度額	3,000万円	8,000万円
使 途	設備資金、運転資金（原則、保証付の既往債務について借換可）	
融 資 期 間	10年以内 (据置期間5年以内含む)	12年以内 (据置期間3年（一部2年）以内含む)
返 済 方 法	元金均等分割返済 (但し、保証期間が1年以内の場合は一括返済可)	元金均等分割返済
融 資 率	<u>当初3年間は無利子</u> (但し、中小・小規模事業者前年同月比▲15%未満を除く)	<u>当初3年間は無利子</u>
	4年目以降 年1.10%（責任共有外）、年1.25%（責任共有）	
信 用 保 証	<u>不要</u> (但し、中小・小規模事業者前年同月比▲15%未満は県単独助成により実質不要)	<u>不要</u>
担 保	<u>不要</u>	取扱金融機関又は信用保証協会の決定による
連 帯 保 証 人	原則として法人の代表者以外の連帯保証人は徴求しない	法人 取扱金融機関又は信用保証協会の決定による 個人 原則として不要

### 2. 取扱期間

令和2年5月1日～令和2年12月31日保証申込分まで

### 3. 融資の申込先（取扱金融機関）

普通銀行、商工中金、信用金庫、信用組合、農協、JFしまね

## 商業・サービス業感染症対応支援事業

令和2年5月

島根県商工労働部中小企業課

### 1. 背景・目的

- ・県内での新型コロナウイルス感染者の発生や、緊急事態宣言の発令によって、県内の消費が減退し、飲食業や宿泊業の事業者を中心に売上減少や休業といった事象が発生。
- ・事業継続に向けた売上確保のため、新型コロナウイルス感染防止対策や新事業展開に取り組む事業者を、新たな補助事業を創設することで支援。

### 2. 予算額

276,000 千円

### 3. 内容

#### 【補助対象経費】

- ①感染防止対策にかかる経費（飛沫拡散防止設備導入、マスク購入等）
- ②新事業展開にかかる経費（飲食店のテイクアウト・デリバリー等への対応、店舗改修、備品購入、新商品開発等）等

※①、②併用可

#### 【補助対象業種】

小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、鉄道業、道路旅客運送業、水運業 ※風俗営業等に属する一部の事業を除く。

#### 【スキーム】

市町村を通じた間接補助

#### 【市町村から事業者への補助率・上限額等】

- ・補助率：補助対象経費の 4/5 以内
- ・補助上限額：一事業者あたり 800 千円（補助対象経費上限は 1,000 千円）
- ・補助下限額：一事業者あたり 80 千円（補助対象経費下限は 100 千円）

#### 【県から市町村への補助率・上限額等】

- ・補助率：市町村補助額の 3/4 以内
- ・補助上限額：一事業者あたり 600 千円
- ・補助下限額：一事業者あたり 60 千円

(例) 補助対象事業費1,000千円の場合

市町村から事業者への補助率:4/5 800千円		事業者負担:1/5 200千円
県から市町村への補助率:3/4 600千円	市町村負担:1/5 200千円	
国から県への補助率:2/3※ (国負担:2/5) 400千円	県負担:1/5 200千円	

※国の「地域企業再起支援事業」を活用予定

#### 【補助対象期間】

- ・令和2年4月7日から令和2年12月末日まで



今は直接会いに行くことができない。そんな状況だからこそ  
島根の企業が今できることをカタチにしました。

((( ))) LIVE 配信



10人の島根の大人たちは何と言ってる？ 島根からのエールはジョブカフェしまねのサイトで公開中！

オンラインで島根の企業と会おう！

# しまねWEB 会説LIVE!

SHIMANE WEB JOINT BRIEFING SESSION LIVE!

今後採用枠のある島根県内企業をYouTube LIVEで7日間連続、一挙に配信!

5.18月 ▶ 24日 7日間連続生配信!

10:00 - 17:00

対象：2021年3月大学（院含む）、短期大学、高等専門学校、専修学校等を卒業予定の学生、未就職卒業者（既卒3年以内）、県内就職を希望する方

公益財団法人 ふるさと島根定住財団 ジョブカフェしまね

島根県  
Shimane Prefectural Government



〒690-0003 島根県松江市朝日町478-18 松江テルサ3階  
TEL:0120-67-4510 / FAX:0852-28-0692

ジョブカフェしまね 検索  
gogo-jobcafe-shimane.jp

詳細はコチラ

島根県委託事業

# テレワーク導入 セミナー（5月編）

参加  
無料

要申込

～できることから始めてみよう！テレワークのすすめ～

県内企業の社員を新型コロナウイルスの感染リスクから守りつつ、  
経営を維持する手段として、テレワークの導入を促進するため、  
中小企業者向けWEBセミナーを開催します。（全20回実施予定）

## 日時

5月18日（月）、20日（水）、22日（金）、  
25日（月）、27日（水） 14:00～15:00  
※各回とも同様の内容です。

## 実施方法

オンライン講座  
（WEBミーティングツール・ZOOMを利用）

## 対象者

県内中小・小規模事業者の経営者・労務管理者等

## 内容

講師：有限会社Willさんいん  
代表取締役 金築 理恵 氏

- ・テレワーク導入の必要性
- ・テレワーク実践事例から見る効果と課題
- ・テレワークに関する国や県の助成制度

## その他

6月以降のスケジュールは追ってご連絡します。  
セミナー内容についてご要望があれば下記まで  
ご連絡ください。  
受講方法については、申込後に詳細をお伝えします。

**参加申込締切：受講希望日前日の17時まで**

### 【お申込み先】

以下の申込フォームまたはFAX（裏面申込書による）でお申し込みください。

有限会社Willさんいん FAX:0852-28-6223

申込フォーム：<https://www.will3in.co.jp/shimane-teleworkseminar/>

### 【お問合せ先】

島根県商工労働部雇用政策課（松江市殿町1番地）

TEL:0852-22-6562 FAX:0852-22-6150

申込フォームQRコード

